

令和元年8月2日

## まちづくり委員会資料

### 所管事務報告

定期報告制度（川崎市建築基準法施行細則）の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

資料 1 定期報告制度（川崎市建築基準法施行細則）の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

資料 2 「定期報告制度（川崎市建築基準法施行細則）」の一部改正に係る意見の募集について

まちづくり局

## 定期報告制度（川崎市建築基準法施行細則）の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

### 1 定期報告制度について

定期報告制度とは、建築基準法（以下、「法」という。）第12条第1項及び第3項に基づき、建築物、建築設備、昇降機等が適法な状態で維持保全されているか等を資格者に点検させ、市に報告する制度である。

この定期報告の対象となる建築物については、建築基準法施行令及び国土交通省告示で定めるもののほか、特定行政庁が指定するものとされており、本市においては川崎市建築基準法施行細則（以下、「細則」という。）第11条により指定している。

### 2 法改正の概要

令和元年6月25日に施行された法改正において、定期報告の提出要件の1つである特殊建築物の対象規模が下記の通り改正された。

<特殊建築物における改正内容（法第6条第1項第1号）>

旧	劇場、ホテル、旅館、児童福祉施設、美術館、物販店舗等の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が <b>100㎡</b> を超えるもの
---	---



新	劇場、ホテル、旅館、児童福祉施設、美術館、物販店舗等の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が <b>200㎡</b> を超えるもの
---	---

これにより、特殊建築物のうち法令で定期報告の対象としている建築物の規模についても同様に縮小された。また、階数が3以上の建築物で、対象用途が100㎡を超え、200㎡以下の建築物については、定期報告の対象として市で定められることになった。

### 4 細則の改正概要

#### 【報告対象の追加（細則第11条関係）】

これまで法令で定められていた建築物の用途・規模のうち、**法改正に伴い法令により定期報告が不要になるものについて、市による指定を追加すること**で引き続き報告を求めるための見直しを行う。

対象用途	法令により対象となる建築物		市(細則)により対象となる建築物(今回追加)
	旧	新	新
劇場、映画館等 公会堂、集会場	①地階の床面積の合計 <b>100㎡超</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超</b> ③客席200㎡以上 ④主階が1階にない劇場・映画館・演芸場	①地階の床面積の合計 <b>200㎡超</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>200㎡超</b> ③客席200㎡以上 ④主階が1階にない <b>200㎡超</b> の劇場・映画館・演芸場	①地階の床面積の合計 <b>100㎡超 200㎡以下(階数が3以上のものに限る)</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超 200㎡以下</b> ④主階が1階にない <b>100㎡超 200㎡以下(階数が3以上のものに限る)</b> の劇場・映画館・演芸場
ホテル、旅館 病院、有床診療所 児童福祉施設等 サービス付き高齢者向け住宅等	①地階の床面積の合計 <b>100㎡超</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超</b> ③2階床面積300㎡以上	①地階の床面積の合計 <b>200㎡超</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>200㎡超</b> ③2階床面積300㎡以上	①地階の床面積の合計 <b>100㎡超 200㎡以下(階数が3以上のものに限る)</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超 200㎡以下</b>
体育館、美術館等	①3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超</b> ②床面積2000㎡以上	①3階以上の階の床面積の合計 <b>200㎡超</b> ②床面積2000㎡以上	①3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超 200㎡以下</b>
百貨店、物販店等 展示場、遊技場等	①地階の床面積の合計 <b>100㎡超</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超</b> ③2階床面積500㎡以上 ④床面積3,000㎡以上	①地階の床面積の合計 <b>200㎡超</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>200㎡超</b> ③2階床面積500㎡以上 ④床面積3,000㎡以上	①地階の床面積の合計 <b>100㎡超 200㎡以下(階数が3以上のものに限る)</b> ②3階以上の階の床面積の合計 <b>100㎡超 200㎡以下</b>

(備考) 法令による指定は対象用途が避難階のみにある場合を除く

### 5 今後のスケジュール

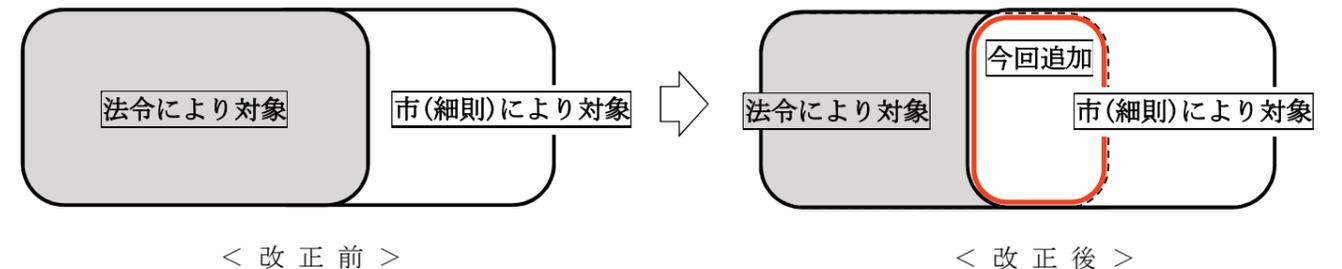
パブリックコメント：8月13日～9月11日

細則改正：令和元年10月中旬施行（予定）

### 3 細則改正の方向性

これまで法令で定められていた建築物で、法改正後の定期報告が不要となるものについて、本市においては、既存建築物の安全を確保することを目的として引き続き報告を求めることとするため、細則の改正を行うことについて、市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施する。

#### ■定期報告の対象建築物のイメージ■



#### 【凡例】

- 法令により対象となる建築物
- 市(細則)により対象となる建築物
- 市(細則)により追加する建築物

## 「定期報告制度（川崎市建築基準法施行細則）」の一部改正に係る御意見を募集します

定期報告の対象となる建築物については、建築基準法施行令及び国土交通省告示で定めるもののほか、特定行政庁が指定するものとして、本市では川崎市建築基準法施行細則により指定しているところです。

令和元年6月25日に施行された建築基準法の一部を改正する法律において、これまで法令で定められていた建築物の一部について、定期報告が不要となりました。

本市では、当該建築物の一部について、引き続き報告を求めることとするため、川崎市建築基準法施行細則の改正を予定しています。つきましては、市民の皆様からの御意見を募集します。

### 1 意見募集期間

令和元年8月13日(火) から 令和元年9月11日(水)まで ※当日消印有効

### 2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）

### 3 閲覧物

- ・定期報告制度（川崎市建築基準法施行細則）の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

### 4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

#### (1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）

#### (2) FAX

FAX番号 044-200-3089

#### (3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

### 5 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

### 6 問い合わせ先

まちづくり局 指導部 建築管理課

電話番号 044-200-3018